

愛媛県パーキングパーミット制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県（以下「県」という。）が、歩行が困難な方等に県内に共通するパーキングパーミット（身体障がい者等用駐車場利用証。以下「利用証」という。）を交付し、身体障がい者等用駐車場の適正な利用を図るため導入するパーキングパーミット制度の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共的施設 不特定多数の者が利用する施設
- (2) 施設管理者 公共的施設を管理する者
- (3) 身体障がい者等用駐車場 公共的施設にある身体障がい者等用駐車場のうち、施設管理者が県に協力の申込みを行ったもの
- (4) プラスワン駐車場 公共的施設にある駐車場のうち、施設管理者が県に協力の申込みを行ったもので、身体障がい者等用駐車場に該当しないもの

(県及び施設管理者の役割)

第3条 県は、身体障がい者等用駐車場又はプラスワン駐車場の利用を希望する者に対し、申請に基づき利用証を発行するものとし、施設管理者は身体障がい者等用駐車場及びプラスワン駐車場の適正利用に努めるものとする。

(利用証の交付対象者の範囲)

第4条 利用証の交付対象者は、次のいずれかに該当するものとし、交付基準は別表のとおりとする。

- (1) 身体障害者、知的障害者、精神障害者、高齢者及び難病患者であって歩行困難と認められる者
- (2) 妊産婦又はけが人であって一時的に歩行困難と認められる者

(利用証交付の申請)

第5条 利用証の交付を受けようとする者は、次のいずれかの方法により申請するものとする。

- (1) パーキングパーミット交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を県又は市町に提出する。
- (2) えひめ電子申請システムの申込フォームにより申請する。

(利用証の交付)

第6条 県又は市町は、身体障がい者等用駐車場又はプラスワン駐車場の利用が適当と認められた者に対し、利用証（様式第2号）を交付するものとする。

2 利用証の交付を受けた者（以下「利用者」という。）が身体障がい者等用駐車場又はプラスワン駐車場を利用する場合（利用者が同乗する場合を含む。）は、利用証を車両前部の外側から容易に識別できる位置に表示するものとする。

3 利用証の有効期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 第4条第1号に掲げる者 5年間

(2) 第4条第2号に掲げる者 1年7か月未満で必要と認める期間

4 前項の有効期間満了後、引き続き利用証の交付を受けようとする者は、申請書を有効期間満了日までに県又は市町に提出するものとする。

（利用証の再交付）

第7条 利用者は、利用証の紛失、汚損等により再交付を受けようとするときは、パーキングパーミット再交付申請書（様式第3号）を県又は市町に提出するものとする。

（利用証の返却）

第8条 県は、利用者が次のいずれかに該当すると認めるときには、利用証の返却を求めるものとする。

(1) 利用者が第4条各号に該当しなくなったとき。

(2) 利用者が利用証を他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は利用させたとき。

(3) その他身体障がい者等用駐車場及びプラスワン駐車場の管理上不適切と判断させる行為を利用者が行ったとき。

（施設管理者の協力）

第9条 施設管理者は、身体障がい者等用駐車場の案内表示ステッカー（様式第4号）等を身体障がい者等用駐車場及びプラスワン駐車場の近くに表示し、当該駐車場の適正利用を図るものとする。

（関係自治体の利用証）

第10条 本県以外の自治体において、同様の制度により利用証に相当するものの交付を受けている者は、県内の身体障がい者等用駐車場及びプラスワン駐車場を利用することができる。

2 施設管理者は、本県以外の自治体が交付した利用証に相当するものについて、利用証と同様に扱うものとする。

（周知）

第11条 県は、市町や施設管理者等の協力を得ながら、身体障がい者等用駐車場及びプラスワン駐車場の適正利用について周知に努めるものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、パーキングパーミット制度の運用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日前に交付した改正前の様式第2号の規定による利用証は、改正後の様式第2号の規定による利用証とみなす。

3 この要綱の施行の際現にある改正前の様式第2号の規定による利用証は、改正後の様式第2号の規定にかかわらず、当分の間、これを使用することができる。この場合において、前項の規定は、この要綱の施行の日以後に交付する利用証について準用する。

附 則

1 この要綱は、平成28年11月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。